

3. 環境学習や山地・水源地域学などのフィールドの提供

3-1. 三春ダム・さくら湖（福島県三春町）

～ダム湖周辺の自然環境をフィールドとした総合的な学習の時間への取り組み～

■ きっかけと経緯

- ・三春町では平成元年3月、地域住民がダム周辺を中心に、自然と共生する田園生活の様々な魅力を楽しめるよう「三春の里整備構想」を策定した。
- ・独自に三春の里田園生活館や自然観察ステーション、桜の公園などを作るとともに、国土交通省による石畑水生生物観察園や滝の平野外劇場、蛇石ビオトープ等を整備した。
- ・ダム湖の近くにある応用生態工学研究所が、新しい水空間（ダム湖）によってさくら湖周辺の生態系や気象、水質等がどう変わるかを観測している。



(資料) 三春ダム管理所ホームページ

■ 内容及び方法

- ・三春町立桜中学校では、平成6年から「総合学習」への取り組みを開始し、1年生は福祉、2年生は郷土、3年生は環境について学習している。
- ・教師だけでなく生徒も、さくら湖周辺の環境について普段から大きな関心を寄せており、3年生は平成13年度の環境学習のメインテーマを「地球とともに生きる」とし、さくら湖とその自然をフィールドに選択している。
- ・応用生態工学研究所の職員6名が桜中学校3年生の環境学習に協力し、それぞれの専門知識や研究成果を生かして、「ダム建設の意義と環境保全」について学習支援を行っている。
- ・平成14年は、3年生が5～7人ずつの6班に分かれ、それぞれ、「生物」、「野鳥」、「植物」、「水質」、「岩石」、「気象」を学習のテーマに決定した。

■ 地域へ及ぼした効果

- ・平成13年11月に三春町さくら湖自然観察ステーションで行われた「さくら湖自然環境フォーラム2001」で、桜中学校3年生が大人たちの研究報告に交じって紹介された。
- ・中学生らによるさくら湖のブラックバス被害に関する研究に刺激され、地元の漁業共同組合ではブラックバスの駆除を積極的に実施している。

3-2 北陸地方整備局・大川ダム「阿賀川・川の達人の会」
(福島県会津若松市、下郷町)
～NPOを運営主体とする環境学習フィールド（ダム・河川）の提供～

■ きっかけと経緯

- ・川の持つ様々な機能を生かし、子供たちや川に親しむ人々に、阿賀川を身近な憩いの場として利用するための術、消えかけている遊び、文化等を掘り起こし、「体験」を通して伝承、伝達していく川の達人を養成することを目的に、平成12年にNPO「阿賀川・川の達人の会」を発足した。

■ 内容及び方法

◇ 取り組みの内容

事業	内容及び方法
会津めだか塾の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・川の持つ魅力を体験を通して子どもたちに伝えていくような大人（川の達人）の養成を目的に毎年開催 ・川に興味のある、20歳以上の大人であれば誰でも参加可能（一般公募） ・40時間のカリキュラム（うち大川ダムに関する理解を深める時間2時間） ・講座修了者は、「阿賀川リバーエキスパート」に認定され、「阿賀川・川の達人の会」で活躍
川に関わるイベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、各地で開催されるイベントに参加 ・会場では「達人の会コーナー」を設け、様々な成果発表を実施
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、幹事会 ・会報の発行

◇ 「総合的な学習の時間」への支援（例）

領域	テーマ	内容
川で過ごす・考える	川での遊びを考える・創る	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たち自身に河原での遊び方を任せ、大人はそれを見守る
水質調査と川の生物の観察・分類	川の測定と水質調査	<ul style="list-style-type: none"> ・水流の速さ、水温、透明度、pH、リン、アンモニア等の測定
	河原や水辺・水中の植物の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・川底に生えている水草の種類等から、その川の歴史や特徴を考察
川の作用と利水・治水	安全な川・河川利用を考える	<ul style="list-style-type: none"> ・大川ダム等の河川施設や工事現場の見学を通して、川と人々の生活のつながりを考える
川での遊び・体験	川を渡る・下る・カヌーを操る	<ul style="list-style-type: none"> ・川遊びの楽しさ、流れの怖さを実感し、危険回避について考える

■ 推進方策

- ・国土交通省阿賀川工事事務所が主体となって、「阿賀川・川の達人の会」及び「会津めだか塾」を開催している。
- ・「阿賀川・川の達人の会」は、会員数約140名で、運営については、会則を定め運営している。
(入会金1,000円)
- ・大川ダム下流（約3km）に位置する芦の牧温泉宿泊客を大川ダム見学に誘致している。芦の牧温泉組合と共同で実施しており、特に企業研修や首都圏からのグリーンツーリズム参加者をターゲットにダム見学・学習会を実施している。

■ 取り組みが地域へ及ぼした効果

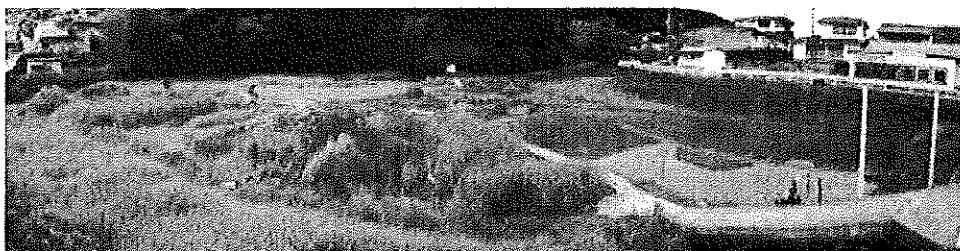
- ・会津若松市内の小学生を中心に年間約1,500名の生徒が、社会科見学の一環として大川ダムの施設見学に参加している。

3-3. たんぼ水族館（和歌山県熊野川町）

～休耕田をフィールドとした環境教育、野外遊び、食農教育の場～

■ きっかけと経緯

- ・国民の身近で小さな湿地やたんぽは、埋め立てや減反、田園への工事の進行のため宅地となり、野草が繁る休耕田となり、メダカの絶滅するエリアが増大している。同時に野外の遊び場を失った子どもたちの、フナ、トンボらと遊ぶ声も少なくなってしまった。
- ・自然が豊富と思われていた紀伊半島南部でも、メダカやゲンゴロウなどの生息地は数少くなり、熊野川町の水田も休耕田の経年に伴い陸地化が進み、水生生物の生息域が危うくなっている。
- ・そこで熊野川小学校では、陸地化しかけた休耕田を池とする里地・湿地とし、それを①環境保全の場、②環境教育の場、③子どもの野外遊びの場、④食の場、として活用することとなった。

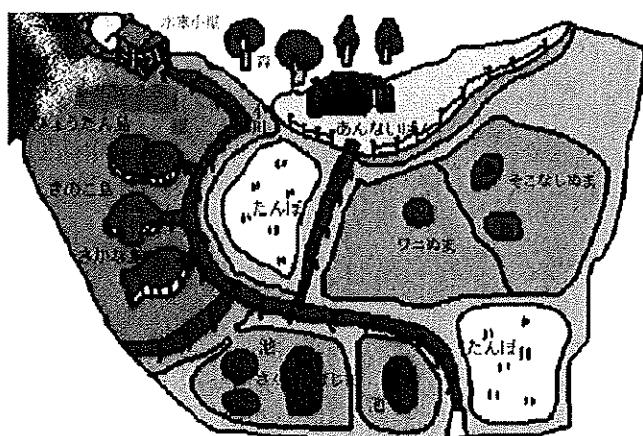


(資料) 熊野川小学校ホームページ

■ 内容及び方法

◇ フィールド

- ・たんぼ水族館は、杉林の山と国道168号との間にあり、全体の広さは約0.8haで、山からはきれいな水が滝となって流れ落ちてきている。それは小川となってたんぼ水族館の真中を流れ、その中に水車小屋、池、きのこ島、さかな島、ひょうたん島、木道、ベンチ、看板などがある。
- ・たんぼ水族館とその周辺には500種以上の生物が生息し、池づくりによって新たに約40種の生物が生息、来訪するようになっている。



(資料) 同上

◇ 取り組み内容

目的	内 容
共生体験の場として	<ul style="list-style-type: none"> ・どろんこリレー、泥山滑り台などをする遊びの場 ・生活科など多様な授業を行う場
環境教育の場として	<ul style="list-style-type: none"> ・五感を用いる体験活動を基盤にした、全教科、総合的学習、道徳、特別活動などすべての学校教育活動の場 → たんぼ水族館を軸とした教材と教育内容の開発 ・インターネット・テレビ会議を用いて全国の学校やアメリカなどの外国ともたんぼ水族館を材料とした交流を展開 ・春は野草のてんぶら、秋は池の横で作った米の収穫祭のように食の場としても活用

■ 推進方策

関係者	役割・協力
子どもたち	<ul style="list-style-type: none"> ・陸地化した休耕田の草抜き、泥を取って池を作るなど ・「きのこ島」など作りたいものの希望を絵に描く
教師	<ul style="list-style-type: none"> ・たんぼ水族館を用いた環境教育の開発 ・保存と利用の具体案作成
熊野川町役場 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全の施策の実施 ・水を確保する工事、施設の設計と予算の確保、業者への依頼、自然保護団体との折衝、地主への交渉 ・教育委員会が事務局として、たんぼ水族館を保全・管理する「たんぼ水族館保全会」を立ち上げ
地主（6名）	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の無償無期限による貸与 ・菖蒲の株を全校児童に1本づつ配布
地元水道組合	・水道用タンク（山から引いている水）の余りをたんぼ水族館に供給
地元のおばあちゃん	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫祭での餅つき指導、餅つき歌の披露 ・飯ごう炊飯で炊いたおにぎり、水車小屋と石臼で引いたきなこの提供
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・町民対象の自然観察会（年1回）では、中学生がボランティアとして活躍 ・収穫祭では、子供たちのお母さんが豚汁を調理

■ 地域へ及ぼした効果

- ・感性が磨かれ、社会的環境にも気づき、自然に対して積極的に関わろうとする子どもが増えてきつつある。
- ・たんぽ水族館をフィールドに、行政や地元住民とのパートナーシップによる環境教育、食農教育、地元の文化教育、道徳教育などの多様な教育のあり方が展開している。

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・熊野川小学校に即した系統的なカリキュラムを作成すること。
- ・学校、教育委員会、地元の自然保護団体などとビジョンを共有し、継続的な協力関係を構築すること。

3-4 黒松内ぶなの森自然学校（北海道黒松内町）

～ブナ林をフィールドとした公設市民営による環境教育の実践～

■ きっかけと経緯

- ・黒松内町は、昭和63年度に策定された「ブナ北限の里づくり構想」にもとづき、「歌才ブナ林」（国の天然記念物）をシンボルに環境と人にやさしいまちづくりを推進してきた。

■ 内容及び方法

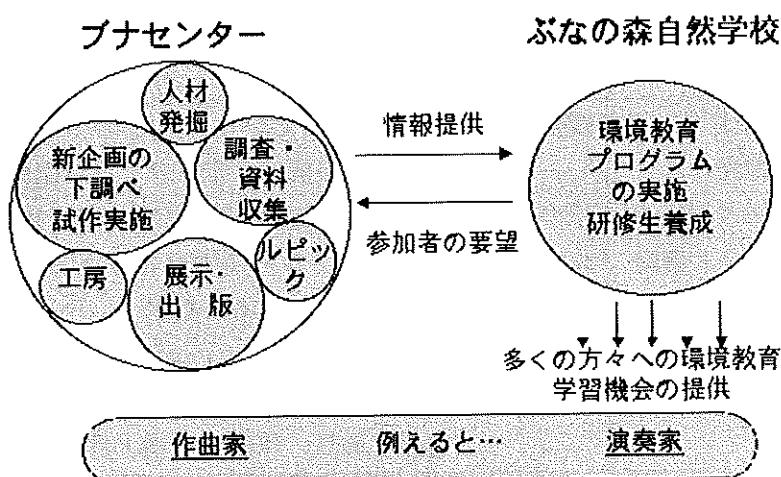
◇ 基本的な考え方

- ・北海道の他の自治体がリゾート開発やテーマパークといったハコモノ観光を推し進める中、町にあるもの（自然、人、酪農）をソフト化し、うまく利用し来町者を呼び込もうと考えた。
- ・村営の「ブナセンター」を交流施設の中心として、北限のブナ林を取り巻く自然環境や郷土文化を資源にした自然体験型環境学習の開発・実施を重点的に展開している。

◇ 取り組み内容

- ・次ページの表のとおり、①小中学校の学校団体、②一般観光客、③自然案内人や環境教育指導者を志す人の三つをターゲットに各種の事業を展開している。（すべてのプログラムについて参加者が交通費の他、参加料を負担）

【環境教育事業の概念図】



(資料) 黒松内ぶなの森自然学校ホームページ

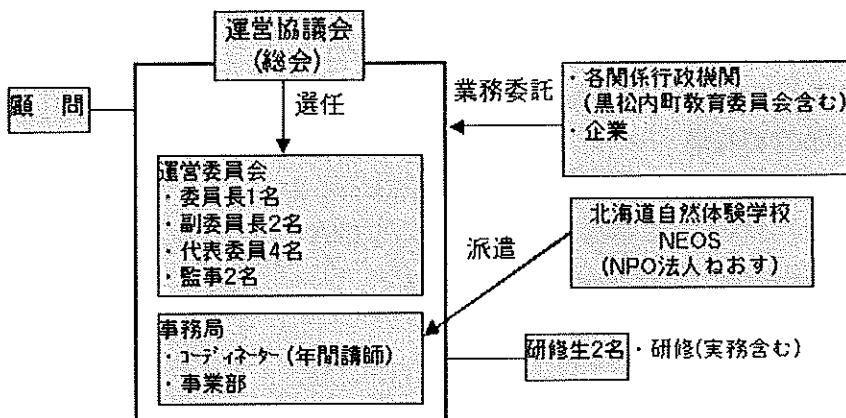
事業	内容	具体的な内容
自然体験型環境学習プログラム事業	学校向け自然体験プログラム	学校団体全般を対象に、ねらい・テーマ・人数などによりアクティビティ（ゲームや散策などの活動群）を組み合わせて個別に体験内容を作成
	一般観光客向け自然ガイド	黒松内を訪れる一般の方々に、四季を通じて黒松内の自然を案内
	子ども長期自然体験村	春・夏休みに小中学生向けの長期キャンプ（2～3週間）を実施 夏休み…カヌー、川・海遊び、野宿など 春休み…ソリ遊び、雪合戦、雪中キャンプなど 〔参加料〕夏休み長期キャンプの場合 期間：17泊18日 料金：85,000円 内訳：保険料、食費、宿泊料（現地までの交通費別途）
人材育成事業	実務研修（OJT）による育成	自然学校の実際の業務に携わることにより、プログラムの企画・運営、一般事務等を学習 〔参加料〕期間：3泊4日 定員：8名 料金：30,000円（現地までの交通費別途）
	研修カリキュラムによる育成	自然案内人や環境教育指導者などに必要な基本的な知識、技術について、道内外から講師を招いて講座スタイルで学習 〔参加料〕期間：1日～2泊3日 料金：5,000～23,000円 内訳：講座、宿泊、食費（現地までの交通費別途）
	人材ネットワークによる育成	既に道内で活動を行っている人々とのネットワークを構築し、情報交換や相互研修、ステップアップ研修などを実施
地域交流促進事業	都市との交流を図るプログラム実施	早春のお花見（桜ではなく、森に咲く早春型の花を見る）、朱太川下り（清流をカヌーでゆったり下る）、ブナウォッチングツアー、ネイチャースキー教室 〔参加料〕期間：1泊2日 定員：6名～15名 料金：12,000～14,000円 内訳：道具、保険、宿泊、食費、温泉（現地までの交通費別途）
	黒松内ファンクラブ「ブナ里週末田舎人」事務局	会員の方々の事務手続と管理、情報発信 黒松内の広報誌「広報くろまつない」（年10回） ブナセンターの通信誌「ブナセンターだより」（毎月） ブナ里振興公社の広報誌「あたたか情報」（毎月）
	通信誌「Fagus・Do」の発行（毎月）	ぶなの森自然学校のプログラム情報や活動報告 黒松内のローカル情報など

■ 推進方策

◇ 運営形態

- ・自然学校の設立は黒松内町が実施し、運営を「ぶなの森自然学校運営協議会」（任意の民間団体）へ委託している。
- ・運営協議会は、町内外の関連団体や環境教育実践者で組織されている。

【運営形態】



(資料) 黒松内ぶなの森自然学校ホームページ

◇ 三つの特徴

項目	内容
① 「公設市民営」という新しい運営形態	<ul style="list-style-type: none"> ・国、町の補助事業であるが、行政からの人材派遣等一切なく、運営協議会の市民団体が運営 ・研修制度のコーディネートも北海道自然体験学校NEOS（NPO）へ委託 ・初年度は人件費を含む運営費のおよそ半分を事業収入で賄い、運営委員会の代表には企業と同様の経営責任を課す
② 公営施設「ブナセンター」との役割分担の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ブナセンターが調査・プログラム開発を主に担当し、自然学校がそれを元に営業・実施
③ プログラムを進めているスタッフが研修生であること	<ul style="list-style-type: none"> ・全国公募で選ばれた研修生（毎月研修奨励金50,000円を支給）をコーディネーターが指導しながら、他に外部講師を雇う形で自然体験型の環境学習プログラムを提供（研修医が実際の医療を行う大学病院の形態） ・指導者になるべく1年間学んだ研修生が、自然学校に残るか、または新たな自然学校を作り、それぞれがネットワークで結ばれることを理想とする ・黒松内から全道、全国へたくさんのインターパリターやプログラム指導者を送り出すことが目標

■ 地域へ及ぼした効果

- ・ブナと清流しかないと思われていた町に約13万人の交流人口を記録した。
- ・都市生活者の自然回帰といった時流に乗り、週末田舎人と呼ばれる人々に代表されるリピーターが多い。

■ 現在の課題と今後の方向性

◇ 地域の密着した自然学校と指導者の育成

- ・自然環境だけでなく、町の基盤産業である第一次産業や充実した福祉事業などとのネットワーク化を図り、研修プログラムを整備すること。
- ・地域への還元とのバランスを図ること。

◇ 事業収入の安定的確保

- ・教員向け短期研修など研修制度自体を有料化すること。
- ・より質の高い自然体験型環境教育プログラムを提供すること。
- ・環境教育関連書籍、関連商品を販売すること。

3-5. (財)せたがやトラスト協会（東京都世田谷区）

～土地所有者との契約による都市部での自然体験フィールドの提供～

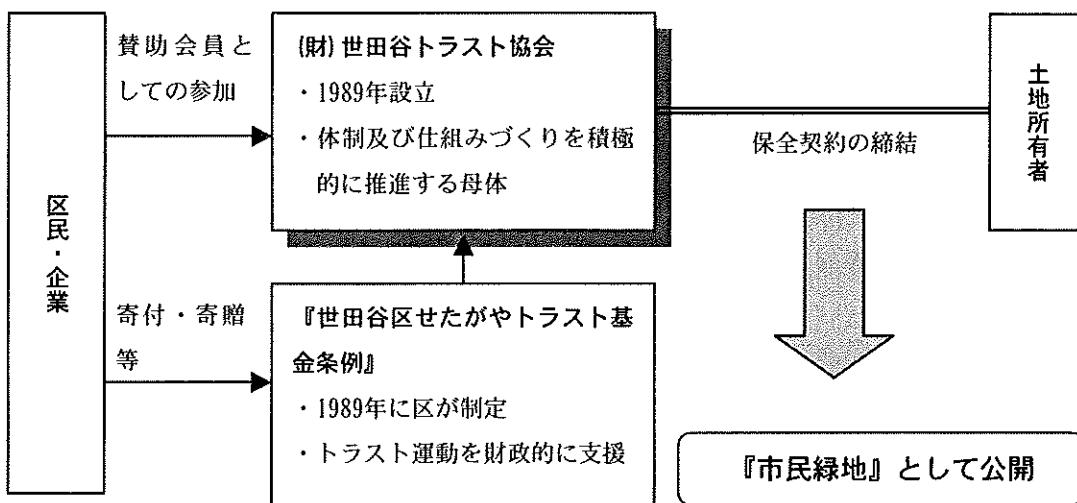
■ きっかけと経緯

- ・東京23区の外縁部に位置する世田谷区は、樹林地や農地、湧水地に代表される緑や水等の自然が比較的豊かな地域であったが、宅地化・都市化の進展により区内の自然環境は失われつつある。
- ・このような状況の中で、民間所有の自然環境の保全、民有地の緑化推進等について、区民各層が主体的に参加できる体制を作り上げるとともに、区では対応しがたい分野について支援していく仕組みを作ることが求められていた。
- ・せたがやトラスト協会は世田谷区の主導により設立されたものであり、平成元年に区の補完機能を担う任意団体として、同年10月に財団法人としてスタートした。
- ・世田谷の自然や歴史的環境を守り育て、次世代に引き継いでいくため、都市型トラストとして、全国で初めて1997年に緑地管理機構の指定を受け、土地の所有者と保全契約を結び「市民緑地」として公開している。

■ 内容及び方法

事業	内容及び方法
保全契約推進事業	<ul style="list-style-type: none">・区内に残る優れた自然的・歴史的・文化的環境を備えた土地・建物等について保全契約を締結（市民緑地契約）
普及啓発・調査研究事業	<ul style="list-style-type: none">・自然観察会・バードウォッチング等イベント開催や広報によるトラスト運動の普及啓発・区内の自然や歴史的遺産等についての調査
緑化推進事業	<ul style="list-style-type: none">・民有地の緑化を推進するため、民間における自主的緑化活動の条件づくり・緑化講習会の開催、緑化相談所の運営、緑化リーダーの養成等
市民活動支援事業	<ul style="list-style-type: none">・トラスト運動を支える、自主的な活動団体の活動支援・ボランティア養成講座、ワークショップの開催・緑化・園芸講習や観察会等への講師派遣
世田谷区からの受託事業	<ul style="list-style-type: none">・特別保護区の維持管理・開放業務など環境保全及び環境創造に寄与する区の事業について受託

■ 推進体制



■ 地域へ及ぼした効果

- ・計画段階から住民の方々に参加してもらうためのワークショップの開催や、市民緑地をフィールドとする作業を通じて、また、市民緑地でのもちつき大会やイベント活動を通じて、住民相互の交流が深まり、近所付き合いの少なかった場所に新たなコミュニティが生まれつつある。
- ・区民の側からは、区内の魅力の発見につながっている。
- ・保全契約を締結した土地所有者の側からは、所有地の維持・管理負担が軽減されるとともに、20年契約の場合には相続税が10%減免されるという優遇措置も受けられる。

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・市民緑地の増大に伴う維持管理費が増大していること。(財源の確保)
- ・会員数を増加させること。(活動を伴う、伴わないに関わらず)
- ・市民緑地の維持管理について、住民が携われる程度や自主的な組織化など区民が主体的に参加できる体制を作ること。

3-6 河川里親制度（愛媛県）

～里親制度による河川愛護活動のためのフィールドの提供～

■ きっかけと経緯

- ・愛媛県では河川との係わり方や流域全体の取り組みの必要性について積極的な啓発を行っていくとともに、地域の河川の愛護活動などと連携し、流域が一体となった地域活動を推進するため、平成12年度より「河川里親制度」をスタートさせた。

■ 内容及び方法

- ・愛媛県内の一級河川又は二級河川の河川敷（河川区域）の一定区間（原則として200m～500m）について、住民団体、河川愛護団体、NPO、企業等の自発的な河川ボランティアを募集し、これらの団体等を河川敷の「河川里親」としてフィールドを提供するもの。
- ・河川管理者である愛媛県と住民がパートナーとなり、美しい河川環境を創出していくことを目的とする。



（資料）愛媛県ホームページ

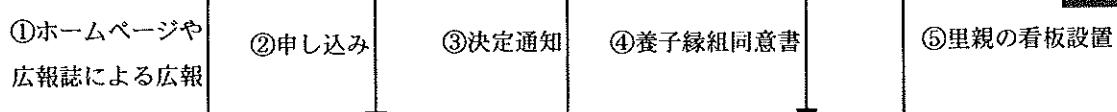
■ 推進方策

住民団体、河川愛護団体、NPO、企業等

（要件）

- ・原則として20名以上の団体
- ・年間2回以上の河川清掃、美化活動を2年間以上継続して実施できること
- ・河川愛護活動のほか、里親となる河川敷地をフィールドとする自然観察等の環境学習、地域のイベントなど川との多様な関わりを持ち、河川についての理解を深めること

里
親



河川流域連携推進協議会

- 河川管理者や地域の市町村で構成
- 里親のパートナーとして里親の河川愛護活動を支援
 - ・里親名の標識（アダプト・サイン）の設置
 - ・清掃によるゴミの運搬・処分
 - ・ボランティア保険の加入
 - ・住民だけで取り組むことが困難な河川の流木・粗大ゴミの除去、繁茂した雑木の伐採等

■ 地域へ及ぼした効果

- ・現在の里親数は企業、学校団体を中心に約80団体となっている。
- ・地域住民の河川清掃・美化活動に対する意識啓発が行われている。

3-7 友好の森（群馬県川場村、東京都世田谷区）

～村と所有者との保存契約による林業体験フィールドの提供～

■ きっかけと経緯

- ・川場村は、昭和56年に東京都世田谷区と「区民健康村相互協力に関する協定」（縁組協定）を締結した。
- ・世田谷区は区民の第2のふるさととして豊かな自然が残る川場村を選び、一方、川場村は村の活性化への取り組みの一つとして都市との交流を積極的に推進してきた。
- ・縁組協定10周年を迎えた平成4年、区と村はこれからの交流の方向性を示すものとして「友好の森事業に関する相互協力協定」を締結した。
- ・これは縁組協定を支える川場村の自然環境を、その恵みを享受するだけでなく、交流事業の一環として保全育成し、自分たちの身近なところにある森林を自分たちで守り、育てていくことを通して環境問題の新しい取り組みのあり方を追求しようとするものである。

■ 内容及び方法

◇ フィールド

- ・友好の森事業では、区民健康村施設「なかのビレッジ」周辺の約80haを友好の森区域に定め、ここを主なフィールドとして森林作業や自然体験、環境に関する調査観測等を実施している。



◇ 取り組み内容

[やま（森林）づくり塾]

- ・自然に親しむことから始まり、自然の仕組みを理解しながら森林作業の必要性を学ぶ場として、山仕事の技術を習得するため、以下の三つのプログラムが用意されている。
- ・専科教室は参加者からの強い要望により平成11年に新設された。

(資料) 地域活性化センターホームページ

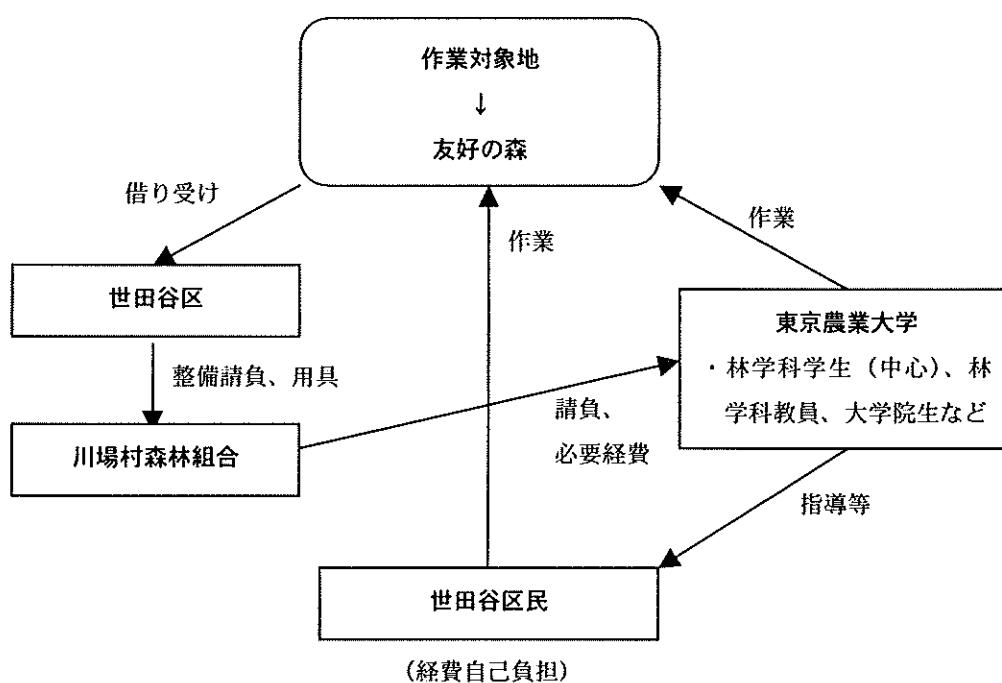
プログラム	目的	内容
養成教室	森林管理に必要な基本的技術の習得	<ul style="list-style-type: none">・植林、下草刈、枝打ち、間伐など・年4回のカリキュラムを終了すると、その証として塾オリジナルの「グリーンヘルメット」を贈呈
体験教室	森林に慣れ親しむ	<ul style="list-style-type: none">・森林作業の体験、自然散策など年2回実施
専科教室	専門的な知識の習得	<ul style="list-style-type: none">・毎回テーマを決めて学習

[やまづくり・くらぶ]

- ・「やま（森林）づくり塾」の養成教室を修了し、グリーンヘルメットを手にした修了者は、「やまづくり・くらぶ」という団体を組織し、独自の活動を実施している。
- ・そのほとんどは世田谷区民であるが、休日などに数人単位又は単独で友好の森に入り、習得した技術に磨きをかけながら山仕事に従事している。
- ・最近はその活動範囲も拡がりをみせている。
 - 友好的森を離れて村内の他の場所に山仕事の場を求める
 - 森林作業を含めた環境学習プログラムに関心を持つ
 - 農家から畠を借り受け、野菜を栽培する

■ 推進方策

◇ 森林ボランティア運営の仕組み



◇ フィールドの確保

フィールド	形態
共有地または私有地	世田谷区による買上げ又は賃貸契約
施設予定地	世田谷区が所有者と賃貸契約
残りの森林部分	川場村と所有者との保全契約（保存期間30年）

◇ 役割分担

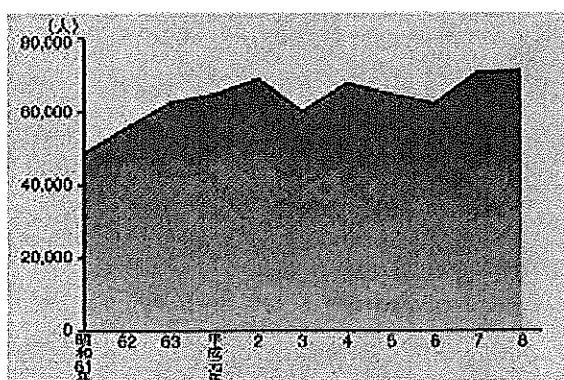
- ・本事業は、世田谷区、川場村、(株)世田谷区民健康村、川場村森林組合、東京農業大学林政学研究室の協議によって進められる。各主体の役割分担は以下の通り。

事業主体	役割
世田谷区	・事業実施経費の負担
川場村	・指導者参加への交渉（対象地所有者へ） ・一般村民に対する事業参加への交渉
区民健康村	・宿泊、交通（バス）の手配 ・育林作業用具の確保・管理 ・保険加入などの事務手続
川場村森林組合	・作業対象地と作業内容の選定
東京農業大学	・プログラムの作成、講義内容、講師の選定、作業内容の選定、 サブリーダー（学生）の派遣

■ 地域へ及ぼした効果

- ・「やま（森林）づくり塾」参加者を含め、繰り返し川場村を訪れる区民の中には、村民との個人的なつながりを持ち始めている人が増えている。
- ・レンタアップル（りんごの木の持ち主制度）や農家体験、各種イベントをきっかけにして個々の交流が深まっている。

【区民の健康村施設利用状況】



（資料）国土交通省ホームページ（原資料）川場村

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・今後の事業展開の方向として、村全域への拡大により村民の参加を促すような内容の展開を図っていく必要がある。
- ・近年の農業後継者不足や耕作放棄地の増加という状況の下、「やま（森林）づくり塾」農業版を立ち上げ、農業体験の機会を充実させるとともに田園景観を保全していくという計画が動き始めている。

3-8 地球派塾（広島県豊平町）

～廃校を拠点とした地域主導の体験学習フィールド～

■ きっかけと経緯

- ・1996年に豊平町共盛地区で自然学校「地球派塾」が開校した。共盛地区は当時、人口97人、60歳代以上が半数を越え、30歳代は一人もいないという典型的な過疎・高齢化の地区であった。地区内には、800枚の棚田と渓流丁川が流れる。
- ・丁川のすぐ横に残る廃校を拠点に、地元テレビ局から自然学校を開校できないかとの提案がなされた。
- ・かねてから地区の集会では地域活性化に向けておよそ100の案が出されていたが、自然学校の設立について地元の反応はまちまちであった。
- ・「活性化に向けた案は、工場誘致や観光地づくりなどの金のかかることや後に続かないことばかりではないか」等々の意見交換がなされ、結論として「地域活性化の出発点は、住んでいる自分たちの心が生き生きと元気になることではないか」ということに落ち着いた。



(資料) 広島ホームテレビホームページ

■ 内容及び方法

◇ 基本的な考え方

- ・自然学校「地球派塾」の設立により、自分たちが元気になるような取り組みをしていく。

◇ 取り組みの内容

- ・都会の親子100人を対象に、農林業体験、地元の生活文化体験等のプログラムを、月1回のペースで年間を通じて提供している。
- ・原則として日帰りのプログラムとする。(4月と7月、10月の3回は宿泊プログラム)
- ・参加者は、1年間のプログラムを終了すると卒業となり、毎年新しいメンバーに入れ替える。

◇ 開校に向けた当初の取り組み

[地域の人と参加者をつなぐスタッフ探し]

- ・自然について教え、野外活動の技術を提供するスタッフはいても、人と人をつなぐスタッフはなかなか見つからず、希望者を集めてスタッフ研修を実施した。

[アクティビティづくり]

- ・地元の人も含めスタッフ全員で地元の資源（自然・人・文化等）を活かしたアクティビティづくりを実施した。（炭焼きや林業、田植え、沢登り、山菜を使った料理、豆腐づくり、渓流釣り、秋祭りづくりなど約100種類）
- ・これらを基に1年間のプログラムデザインの作成した。

■ 推進方策

- ・運営母体として、テレビ局・豊平町・共盛地区の三者で構成する「地球派塾実行委員会」を組織化した。
- ・ただし、テレビ局が関わる期間は3年間に限定し、4年後に地元主導へ移行する。
- ・毎回の募集はテレビ局を通じて実施した。(初回100名の定員に対し、300名応募)
- ・毎回最終回に、参加者に対してアンケート調査を実施し、意見や要望、感想などを把握している。

■ 地域へ及ぼした効果

- ・運営に携わった地元の人々から、「本当の子どもや孫が増えたみたいに親しくなれた」、「ふだん意識していなかった地元の良さを改めて発見できて自信につながった」、「高齢者ばかりで元気がなかった地域が活気づいた」等の意見が相次いだ。
- ・中には、塾の卒業生から定期的に連絡が入ったり、遊びに来たりという交流が続いている人もいる。

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・一日も早く100%地元主導の地球派塾とするための計画的な人材育成を実施すること。
- ・地元農産物等の販売ルート及び販売の仕組み作りの検討など、心の元気だけではなく経済的な運営基盤を整備すること。

【年間プログラム】

平成14年度 地球派塾共盛 年間プログラム

開催月日 (予定) *=特別プロ	地球派塾共盛のプログラム		
	体験・交流の内容		参加費 (予定)
	プログラム	プログラムの内容 (*はオプションプロ)	
5月12日(日) 10:00-16:00	共盛の自然を満喫 春の共盛山野草を探そう 地球派塾 私の自然体験 昼食：共盛の味を食べる	①自然散策・共盛の春を歩く ②共盛山野草を探そう ③泥んこ遊びと田植え体験 その①山菜炊き込みご飯・山野草天ぷら	登録家族 お一人3,000円
* 6月29日(土) 16:00-21:00 *14:00- 翌9:00	神秘的な光景ホタルの観察 *参加者の企画する あなたの自然体験 (5月に各自で企画案計画)	①見れるかホタルの乱舞？夏の星座 ②参加者の企画する自然体験 *オプション（申込制利用料別途） 野外テント、宿泊、バーベキュー、食材費等	登録家族 お一人1,000円
② 7月28日(日) 10:00-16:00	清流「丁川」で川と遊ぼう 昼食：共盛の味を食べる②	①沢登り、川遊び ②アマゴのつかみ取り ③共盛の夏を楽しむ その②しゃくなげ会の味・炭火焼アマゴ	登録家族 お一人3,000円
③ 9月16日(月) (振替休日) 10:00-16:00	共盛の秋見つけた 自然がいっぱい 稻刈り体験、新米おにぎり を食べよう 昼食：共盛の味を食べる③	①稻刈り体験 ②竹細工：竹とんぼ、水鉄砲 ③竹細工何でも体験 その③新米おにぎり・野菜のかき揚げ	登録家族 お一人3,000円
* 10月20日(日) 10:00-16:00	◎かじかふれあいまつり 地元のお祭り体験 共盛ギネスに挑戦 豊平・共盛 味ざんまい	①手打ちそばに挑戦 ②地球派塾おなじみの交流プログラム 丸太切り・野菜宅急便 かじか音頭などなど 手打ちそば・そばがき・コシヒカリ	登録家族 お一人1,000円
④ 12月8日(日) 10:00-16:00	共盛に伝わる地域文化の体験 手作りシメ縄で新春を 杵つき餅つき体験 昼食：共盛の味を食べる④	①シメ縄づくりに挑戦 ②わら細工の達人になろう ③餅つきぺったん その④田舎寿司・三食餅味くらべ	登録家族 お一人3,000円

3-9. (財)学びやの里「木魂館」(熊本県小国町) ～ツーリズム人材育成から環境教育事業への展開～

■ きっかけと経緯

- ・小国町は林業、農業、畜産業を基盤とする人口1万人の町で、その約80%を山林が占め、筑後川の支流が作った幾筋もの谷に集落と農地が拡がっている。
- ・また、江戸時代から「小国杉」の育林が続けられ、樹齢40~60年を越える小国杉の広がる林業の町として栄えてきた。
- ・近年は若年層の流出により、少子・高齢化が進み、高齢化率は25%を越えている。

◇ 悠木の里づくり

- ・このような状況の中、「悠木の里づくり」に取り組み、新しい農山村のあり方を探ってきた。
- ・「悠」をキーワードに「悠久の年輪を刻む杉」、「悠然と噴き上げる地熱」、「悠々たる自然」といった地域資源を最大限に活用し、魅力ある地域づくりを目指してきた。
- ・その出発点として、「小国杉」を活用した斬新なデザインの木造建造物の構築、核となる景観づくりに取り組んできた。

◇ コミュニティープランチームの結成

- ・1990年から町内6つの地域のリーダーを中心に「土地利用計画チーム」という組織を結成した。
- ・当初の活動は、各地区の地域資源を調査して「地域資源マップ」にまとめ、ブレーンストーミングやKJ法によって地域の問題点を整理した。
- ・その後、土地利用を考えるには、地域の目標や理念がまず必要であることに気づき、その理念に沿った計画を立てる試みは「コミュニティプラン」となり、「土地利用計画チーム」は「コミュニティープランチーム」へと発展していった。

◇ 1991年の台風19号がもたらしたもの

- ・神社の古木を始め、多くの杉の大木や若木までもが風倒木と化したが、しかし、この出来事は「豊かさとは何か」を住民に気づかせるきっかけとなった。
 - 道路凍結箇所を解消させる太陽の恵み
 - 遠くの山並みや夕焼けという見えないものが見えた欲び など
- ・これを機に、広葉樹や花や実のなる木を植えることとなった。
- ・また、小国町の住民を縛ってきた土地本位制に風穴が空き、そのことで心が開き、一気に住民主体による地域づくりが町の随所で実践されることとなった。
 - 「みんなで考えみんなで創るまちづくり条例」の制定
 - 地域のイベント、景観づくり、地域民泊制度などの活動
 - スポーツやレクリエーションの導入 など

■ 内容及び方法

◇ 基本的な考え方

- ・基本的な産業・文化としての「交流ビジネス」＝ツーリズムの基盤となる人づくり、情報発信の場を創出する。

◇ 取り組みの内容

[九州ツーリズム大学（事務局「木魂館」）]

- ・小国町を故郷とする細菌学者・北里柴三郎が提唱した「学習と交流」を設立理念とし、1997年9月に開講した。
- ・九州の風土と地域資源を活かした九州型ツーリズムをリードする担い手の育成、ツーリズムの理念づくりを目的とする。

項目	内 容
講師	<ul style="list-style-type: none">・地域づくりの専門家・国際的なツーリズム専門家・各地で農家民宿をしている人々
学科	<p>【地域づくり学科】</p> <p>景観、地域経営、マーケティング、農産加工、食などのまちづくり全般</p> <p>【ツーリズム学科】</p> <p>事業化の方策、農家民宿、農家レストラン、生活リゾートの創造など</p> <p>【習農学科】</p> <p>農業実習、林業実習、畜産・酪農実習など</p>
課程	<p>【教養課程】（5月～7月）</p> <p>各学科の基礎的な課程</p> <p>【実践課程】（9月～翌年3月）</p> <p>実践を通じた各学科の専門的な課程</p>

[環境教育事業]

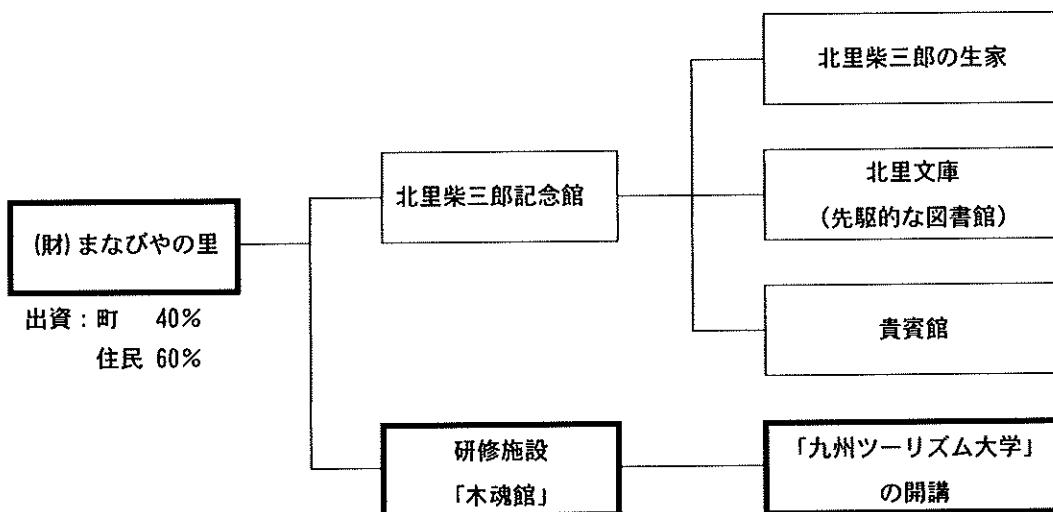
項目	内 容
視点	<ul style="list-style-type: none">・エコロジー（環境保全）とエコノミー（経済振興）という2つの指標によって総合的に判断すること・地元住民の参画や合意の仕組みを工夫し実践すること
活動	<ul style="list-style-type: none">・「おぐに自然学校」（1998年～）・自然観察会・ネイチャーアート教室・ネイチャーウォークなど

■ 推進方策

- ・(財)学びやの里を推進母体に「学習と交流」を理念とした地域振興や生涯学習事業、環境教育的事業「九州ツーリズム大学」を推進している。
- ・(財)学びやの里が管理・運営する施設等は以下のとおりである。



(資料) 筑後川流域連携俱楽部ホームページ



■ 地域へ及ぼした効果

- ・住民の意識が向上し、地域景観に対する配慮がみられるようになり、地所も勝手に処分しないという意識も芽生え始めている。

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・九州ツーリズム大学と環境教育事業との有機的な連携を図ること。
- ・「持続可能な農林畜産業」につながる環境教育事業を展開すること。

3-10. 石と賢治のミュージアム（岩手県東山町）

～宮沢賢治の精神「環境共生の哲学」を柱としたインスピレーション体験フィールド～

■ きっかけと経緯

- ・岩手県東山町は、幽玄洞で有名な観光名所と石炭産業の町であり、農民の幸せを願った宮沢賢治が工場主鈴木東蔵とともに土壌改良剤としての石炭普及に命を賭けて取り組んだ場所、東北碎石工場の残る町でもある。
- ・「雨ニモマケズ…」の詩が生まれた背景にはこの工場での体験が深く関わり、また童話「グスコープドリの伝記」はこの時期にまとめられたものである。
- ・戦後の荒廃した東山の町を賢治の精神で復興しようと立ち上がった当時の青年団員の活動を経て、「東山賢治の会」による当時の歴史的資料、証言の掘り起こし作業、宮沢賢治ガイドボランティアの会の地道な勉強会などを通じて、平成7年に「グスコープドリのまち東山」宣言として結実した。



旧東北碎石工場（資料）太陽と風の家ホームページ

■ 内容及び方法

◇ 基本的な考え方

- ・童話作家、詩人という宮沢賢治のこれまでの評価を再吟味し、東北碎石工場技師として行った賢治の行動実践、生き方とエコロジーの接点から現代を見つめ直す「環境共生の哲学」を基軸とした地域づくりを実践する。
- ・「もし、賢治が今生きていたとしたら何をやっていたのだろうか」、そんな問いかけから出発する。

◇ 取り組み内容及び方法

[ハード事業]

○ 石と賢治のミュージアム

- ・平成8年に工場跡が産業遺産として文化財登録されたのを契機に、東山町は工場跡の補修・展示や周辺の整備事業に着手した。
- ・地元産の石材や木材などを活用した施設づくりを行った。
- ・「次の世代のドブリやネリたちのための施設」が基本コンセプトである。
→ 川遊び、野山で道草をくうことがほとんどなくなったのは何も都会ばかりの光景ではなく、豊かな自然のまだ残るこの町でも同様であるという現状への危機感



ミュージアム外観（資料）同上

○ 「太陽と風の家」（コア施設）

項目	内 容
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・技師宮沢賢治の足跡を辿りつつ、今の私たちの生活の底流に流れる歴史文化的な意味を深く問いかける研究機能（地元学） ・子どもたちのための環境教育センター機能 ・環境共生事業（グスコードブリのまちづくり）拠点としての情報交流機能
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宮沢賢治と鈴木東蔵に関する資料展示 ・自然エネルギー教育の場としての風力、太陽光発電施設

[ソフト事業（プログラム）]

- ・石や宇宙の不思議を、自分自身の五感を通じて、大人も子どもも体まるごと体験することで、深く自然と交わる感性を磨く体験、特に体験ワークショップを重視している。

事 業	内 容
紙芝居、野原を使った即興劇等	<ul style="list-style-type: none"> ・身体感覚を基点とした独自のワークショップ活動 ・五感で自然を感知することの困難になった子どもたちにとって、身体と心のつながり（全体性）を回復していく
体験型の不思議な科学展	<ul style="list-style-type: none"> ・「太陽と風の家」、野外空間、工場跡内部や採掘トンネル中の暗闇、地下水の溜まる池などの自然造形をそのまま活用
「グスコードブリの大학교」	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と触れ合う2泊3日の自然体験大学校 ・農民芸術概論の講義 ・地元の人々と全国から来た人々がともに野外フィールドにて、宮沢賢治の世界をのぞき窓にした化石採集やバードウォッチ、野外劇、星空観察

■ 推進方策

- ・ハードは東山町が、ソフトは町民と行政がパートナーとなって推進している。
- ・「ボランティアガイドの会」のお母さんたちが工場跡の説明を担当している。
- ・工場跡前にも地元のお母さんたちが運営する「はっと汁」を中心とした伝統料理のお店を出店している。
- ・石炭を使った実験やレクチャー、賢治作品の即興劇などプログラムにも町民ボランティアが特技を活かして担当している。

■ 地域へ及ぼした効果

- ・町民と様々な来館者との交流が深化している。

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・賢治童話「虞十公園林」そのままに森を舞台とする植林活動を軸とした長期計画構想、実験農園、自然資源を用いた地場産品開発などを検討中である。

3-11. こども環境活動支援協会（兵庫県西宮市）

～子どもたちの環境学習等を支援することを目的としたNPO法人による活動～

■ きっかけと経緯

- ・1998年4月に市民、事業者、行政のパートナーシップにより発足し、2002年NPO法人として認証された。
- ・西宮市が呼びかけ人となり、環境や子どもに関係する多種多様なジャンルのメンバーがその趣旨に賛同し役員を構成している。
- ・1999年3月環境庁「総合環境学習ゾーン・モデル事業」の拠点施設として、公共的な性格を持つ民間団体として近畿圏の官民の活動を支援している。

■ 内容及び方法

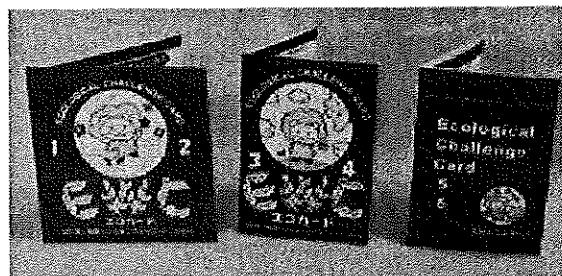
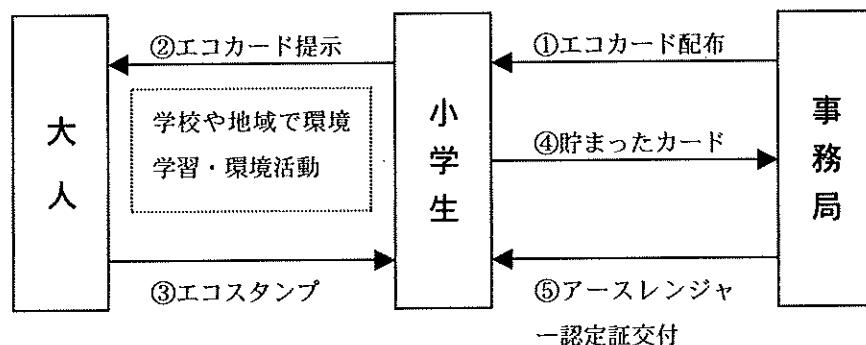
- ・西宮市を基本フィールドとしつつ、京阪神地区を範囲として活動を展開している。

◇ 取り組みの内容

活動	内容
講師などの派遣	・子どもから大人までを対象に、テーマに合わせ、講義、ワークショップなど様々な形式での講師活動を展開
環境学習プログラム、イベントの企画・運営	・学校での学習プログラムや、一般成人までを含んだ地域全体を対象としたイベントを企画・運営
環境学習用教材づくり	・子どもたちが手にして楽しく、分かりやすく学習できる教材づくり
環境学習活動に関する調査・研究	・子どもたちが積極的に環境学習に取り組める社会システムやプログラムに関する調査・研究
「子ども」、「環境」、「教育」に関する講座やセミナーの開催	・地球環境保全や教育に関する理解を深めるため、様々な視点から講座やセミナーを実施
国際情報の収集と提供	・世界の子どもたちがどのような環境活動を行っているかを紹介する国際活動情報誌「地球キッズネットワーク」の発行

◇ 子ども環境活動支援ネットワークシステム

- ・西宮市と当協会が共同開発した新しい環境学習システムであり、市内の全小学生（約24,000人）を対象に地域社会全体を巻き込んだシステムとして動かしていこうとする試みである。



エコカード（資料）こども環境活動支援協会ホームページ

<システムのねらいとポイント>

○ 活動のしくみのシンプル化

地域の協力がなければ実施できない事業であるため、活動のしくみをできるだけシンプルにする。

○ スタンプを集めながら、子どもたちの「気づき」を促す

日常的な意識化の積み重ねが環境マインドを育成する。

○ 1枚のカードが、地域・学校・家庭をつなぐ

子どもたちと地域の大人、教師と地域や店舗などの大人などのネットワークを地域の中に張り巡らす。

○ 「つながり」のネットワークが地域社会の環境倫理を醸成

学校をキーにしながらPTAや地域・行政・事業者が様々な形態や角度から関わることにより、それぞれのファクターが相互に影響し合いながら、システム自身が育っていく。

■ 推進方策

- ・西宮市環境学習ルーム内に事務局を設置し、西宮市とともに事業を展開している。
- ・財源は会費と事業収入で賄う。(西宮市の補助金なし)
- ・ただし、事務所の運営経費については、協会が独立するまでの間、西宮市が負担する。

■ 地域へ及ぼした効果

- ・地元企業から大企業の支店までの約100社が会員となっており、財源を支える会費の出し手である企業との連携が強化されている。また、企業職員の環境意識も高まっている。

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・ボランティアとの連携強化や育成を図ること。
- ・市民、事業者、行政のパートナーシップによる「総合的な学習の時間」への支援体制を確立すること。
- ・公民館・緑化植物園などが実施する環境イベントとの連携を図ること。
- ・コミュニティ放送「さくらFM」などメディアを活用すること。
- ・西宮市環境保全課のセイフティ&エコガイド「語り部養成セミナー」受講生の活動との連携を図ること。

4. 地域通貨等による地域活動のための財源の創出

4-1 栗山エコマネー「クリン」（北海道栗山町）

～参加規模、仕組みともに全国の先進事例となっている

水源地域における地域通貨の取り組み～

■ きっかけと経緯

- ・1999年「くりやまエコマネー研究会」を結成した。
- ・背景としては、第1には介護保険制度導入を目前にして、制度でカバーできないサービス（介護サービスのニッチ、要介護前の高齢者のサポート、心のケア等、介護の予防）をどう提供していくのかということ、第2にはコミュニティへの参加を進め、子どものバランスの取れた人格教育を進めること、第3には環境問題の解決ということなどがある。
- ・2000年以降、3次に渡る実験を実施した。（現在第3次実験実施中、現在747名が参加）
- ・第2次実験では、553名が参加、流通したサービスは約9,000となっている。
- ・第3次実験（2003年3月まで）終了後、本格運用の予定としている。

■ 内容及び方法（くりやまエコマネー研究会）

項目	内 容
目的	<ul style="list-style-type: none">・地域住民の主体的な自治参加・地域におけるコミュニティの促進や相互扶助の精神を活性化するための方策として、栗山町における「エコマネー」の本格運用時の課題や問題、さらに効果等の研究
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・エコマネー導入に向けての構想立案・各専門分野での活用考案・エコマネーの有用性を検証する実証実験に向けた各種諸準備・試験運用の分析、相対評価・試験運用における運用団体としての処理業務・試験運用の報告書の作成・電子媒体による運用の可能性の研究・エコマネーの普及及び啓発活動・エコマネーネットワークとの連携・協力関係者及び機関とのネットワークづくり
仕組み	<p>[価格基準] 時間単位 (1,000クリン=60分、500クリン=30分、100クリン=自由)</p> <p>[使用ツール] ▼紙幣 配布額：1人につき3,000クリン ▼エコポイントカード 配布冊数：1人につき1冊 (15枚綴)</p>

【サービスメニューの掲載例】

サービス別メニュー一覧表			Give(してあげられる)		
メニューNo.	メニュー	氏名	年齢	住所	電話番号
1	甘酒の作り方		21	中央3丁目	2-****
			24	中里	2-****
2	そば打ち指導		37	富士	2-****
3	赤ちゃんの世話		46	松風4丁目	2-****
			35	日出	5-****
4	イラスト作成		26	継立	5-****
5	写真を撮ってあげる		43	角田	2-****

氏名別メニュー一覧表					
氏名	年齢	住所	電話番号	メニューNo.	メニュー
	21	中央3丁目	2-****	2	そば打ち指導
				3	赤ちゃんの世話
				4	イラスト作成
				6	絵本を読んであげる
	24	中里	2-****	2	そば打ち指導
				5	写真を撮ってあげる

【エコマネー 「クリン」紙幣】



◇ 第3次実験におけるエコマネー活動事例

項目	内容
エコマネー支援システムの導入	・去年より開発を進めたマッチングシステム（エコマネー支援システム）を活用し、サービスメニュー表と交換手帳を廃止
エコポイント協賛店の拡大	・コンビニ、町内商店街など60店舗以上が加盟し、加盟店は、1ポイントにつき2円を環境美化運動基金に協力 (このポイント制度は、協賛店での買い物をしたとき、レジ袋などをもらわない代わりにポイントを受け取る。その貯めたポイントをクリンと交換可能)
買い物の際に利用する「エコパック」の販売	・ペットボトル再生糸製の買い物バックを販売
住民参加による「里山づくり」への協力	・クリン参加者がハサンベツ地区における里山づくり事業に協力 ・子供たちの総合学習導入に伴い、活動フィールドとして活用
エコマネーモデル推進地区の拡大	・地域単位でコーディネイター養成講座を開き、住民参加を拡大
各地域でのエコマネー説明会の実施	・町内会、各団体組織への啓発活動として、タイプの異なる町内会単位での加入呼びかけを実施

■ 推進方策

- ・3次にわたる実験を実施した。
- ・第3次実験では、「エコマネー支援システム」を導入し、参加者情報をデータベース化するなど、インターネット上の利用が可能となった。
- ・コミュニティの交流を促進するため、交流イベントを積極的に開催した。
 - 「てまがえ塾」、「てまがえ日曜塾」などの各種講座
 - 「栗拾い遠足とエゾエノキの冬囲い」など自然環境イベント
 - 「スポーツフェスティバル」、「ゲームフェスティバル」、「エコマネー子ども探検隊」などの子ども参加イベント
 - 「タウンレンジャー」などの小学校体験学習

■ 地域へ及ぼした効果

- ・介護保険でカバーできないサービスや高齢者的心のケアが確保された。
- ・コミュニティへの子どもの参加が増大した。
- ・環境問題の解決への一助となった。（レジ袋不要を宣言すると、1エコマネーポイントとなり、5ポイントで500クリンと交換、消費者の環境問題に対する関心と購買行動を連携し、商店街の活性化に寄与）

4-2. 地域通貨「マロン」（山口県美和町）

～水源地域における商工会、福祉協議会など各種団体の連携による取り組み～

■ きっかけと経緯

- ・美和町では、地域通貨マロン委員会を2002年6月に設置し、6ヶ月間の地域通貨の導入実験を実施した。実験終了後、参加者からの意見聴取やアンケート調査などで問題点や課題を洗い出すとともに内容の充実を図り、本格運用を目指すこととしている。
- ・地域通貨の導入実験は農林水産省の補助事業で2年間継続され、事業費は200万円。うち2分の1が国の補助となっている。
- ・同委員会は、商工会や社会福祉協議会、町役場など各種団体・組織の代表者らで構成される。
- ・地域通貨の導入を「地域を活性化するための道具」と位置づけ、地域通貨が定着、流通して町内を“循環”することで、薄れつつある地域の結びつきを再生させることを目的としている。

■ 内容及び方法

- ・「10マロン」札と「5マロン」札の2種類を発行する。
- ・換金はできない。
- ・「人と人との交流を深める」「町内の環境保全の促進」など、相互にサービスを提供し合った善意への謝礼に使い、10マロンが約1時間の社会的価値に相当する。

■ 推進方策

- ・2002年6月から6ヶ月間の導入実験を行い、実験終了後、参加者の意見聴取やアンケート調査などで問題点や課題を洗い出すとともに内容の充実を図り、本格運用を目指している。

■ 地域へ及ぼした効果

- ・地域通貨は、お互いが助け合うことで循環していくので、地域での人と人との支え合いが深まれば、地域が一体となり、活力が生まれるのではないかと期待している。

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・マロンが循環すればするほど、地域での交流が深まるとともに、「できること」のリストアップにより、会員各自の特技や技能など長所が引き出されることで、人材の発掘に結びつくことも期待している。
- ・また、将来的には物品購入やサービスを受ける際の「割引ポイント」としての活用も視野に入れている。

【地域通貨「マロン」見本】



4-3 地域通貨「ひのてんびん」（滋賀県日野町）

～水源地域における住民、住民団体主体の地域通貨の取り組み～

■ きっかけと経緯

- ・有償、無償のボランティアがあるが、無償で行われることの多いボランティアを、より気楽に受け入れてもらう方法はないかということで、環境、福祉、まちづくりなどボランティア活動の活性化に地域通貨が有効であるということを知り、民間ボランティア組織を中心に取り組みを開始した。

■ 内容及び方法

◇ 地域通貨の位置づけ

- ・地域通貨「ひのてんびん」を、社会的に必要とされながら現在の市場だけでは成り立ちはぐくい価値を支えるものとして、また市民社会の成熟を促し、コミュニティを再構築していくために活用されるツールと位置づけている。
- ・地域通貨を地域で循環させることによって利用者間のコミュニケーションを深め、助け合いを拡げ、互いの思いや関心を実現していくチャンスを拡げていくことができる。そうした中で、環境、福祉、まちづくりなど人々が地域で抱える問題に互いに気づき、それを解決に導きながら地域を元気にしていくことを目指すために使われる「町民のお金」と位置づけている。

◇ 仕組み

- ・コミュニティを支えるための寄付金（カンパ）100円につき、そのお礼として1ひのてんびんが発行される。
- ・換金はできず、名目利子率は「0」である。
- ・ひのてんびんには1、5、10ひのてんびんの3種類のカードがある。
- ・1件のサービス（90分）につき10ひのてんびんを基準に各自で判断する。

■ 推進方策

◇ 実験

- ・2003年1月より1年間の予定で、地域通貨導入の実験を行い、実験期間終了後に、正式に「地域通貨ひのてんびん委員会」を設立する予定となっている。

◇ 寄付金（ひのてんびんファンド）の活用

- ・ひのてんびんの循環に資する事業などを行い、コミュニティの活性化を図ることを目的に設置している。運用にあたっては、ひのてんびんのミッションに基づき適正でかつ効率的・効果的な活用に努めるとともに、全ての情報を公開することとしている。

◇ ひのてんびんマーケットの開催

- ・マーケットを適時開催し、ワークショップの参加や出品の買物が楽しめることとなっている。

【地域通貨「ひのてんびん」見本】



4-4. 「カッパマネー」、地域貢献型カード「筑後川カード」
(福岡県久留米市、筑後川流域)
～筑後川流域の地域づくりや環境保全活動のための
地域通貨の導入と地域貢献型カードとの導入～

■ きっかけと経緯

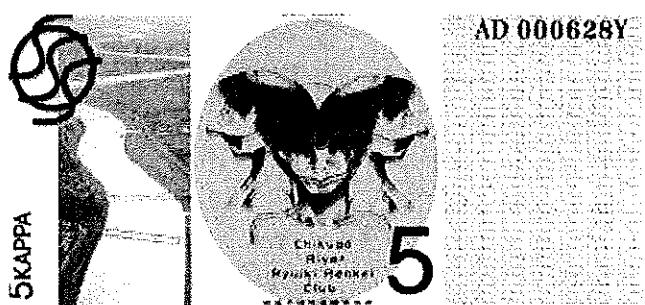
- ・平成10年に、筑後川流域における地域連携を深めるための情報交換、人的交流の促進と、流域における環境向上や、文化、産業振興の発展に寄与することを目的に「筑後川流域連携俱楽部」が設立された。
- ・平成12年3月、筑後川流域での相互扶助、人間関係の深化、流域経済の自立を高めることなどをを目指して、借用証書方式で単位を「カッパ」とするエコマネーを導入した。
- ・平成11年6月にはNPO法人として認証を受けている。
- ・平成12年12月には、大手カード会社と提携し、社会貢献型カードの「筑後川カード」を発行し、筑後川募金として、山林等の環境整備の資金の一部を確保している。

■ 内容及び方法

◇ 「カッパマネー」

- ・単位は「カッパ」、1カッパ=百円（10分の労働サービス）相当の交換価値を想定しており、流域連携俱楽部の会員になれば会費の納入に応じ融資という形でカッパマネーを受取る。
- ・また、関連団体が行うボランティア活動に参加する場合にも支給され、カッパ保持者は連携俱楽部と契約したフリーマーケットや協力店で使用できるほか会員相互でも交換可能となっている。
- ・ボランティア活動が終わると参加者は早速、協力店に足を運び、カッパマネーを使って温泉で汗を流したり、喫茶店でくつろぐなどのサービスを受けることができる。

【カッパマネー】



(資料) 筑後川流域連携俱楽部ホームページ

◇ 社会貢献型カード「筑後川カード」

- ・筑後川流域連携俱楽部がカード会社と提携し、筑後川カードを発行する。
- ・筑後川カードは、筑後川の豊かな自然を守る活動を支援する人々や、筑後川流域に居住する人々を対象に発行し、カード利用額の一部が筑後川流域連携俱楽部を通じて筑後川の環境保全活動費用に充てられることになっている。
- ・また、カードの利用額に応じて筑後川に関連した名産品などがもらえる特典がある。

【筑後川カード】

あなたの日常のカードの使用が、
筑後川の環境を甦らせます。
社会貢献型カード 筑後川のカード
お申し込みはTEL 0942-33-2121へ



(資料) 筑後川流域連携俱楽部ホームページ

社会貢献型カード

- ・カードショッピングの利用代金の一部を寄付、利用金額の0.5%など
- ・カード会員制約につき、1件1,000円など
- ・入会金の一部を寄付

■ 推進方策

- ・筑後川流域連携俱楽部が中心となって開催する筑後川流域フェスティバルや、流域内で行われる各種イベントでも発行するなど、イベントを通じた地域住民と上中下交流を促進している。
- ・社会貢献型カードについては、カードの利用額に応じて筑後川に関連した名産品などがもらえる特典を提供し、利用者の拡大を図っている。

■ 取り組みが地域へ及ぼした効果

- ・筑後川流域は熊本県、大分県、佐賀県、福岡県と4県12市37町7村（平成15年3月現在）にまたがり、100万人以上の人口を抱える地域で、様々な団体が活動しているが、流域内の活動は個別的活動にとどまっていた。筑後川流域連携俱楽部では、各団体間との協力関係を構築しながら、各主体が行うイベントへの参加者にカッパマネーを配布するなど、団体間の潤滑油的な役割を果たしつつある。

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・筑後川カードは約800名の会員を擁するまでになり、カード会社からの寄付金額も、年間数十万円程度にのぼっており、今後も会員の拡大が課題となっている。

4-5 「エメラルドバンク」(鳥取・島根・岡山・広島県境地域15市町村)

～水源地域市町村による地域住民、観光客、

圈域内外事業者、行政による地域資源の取り組み～

■ きっかけと経緯

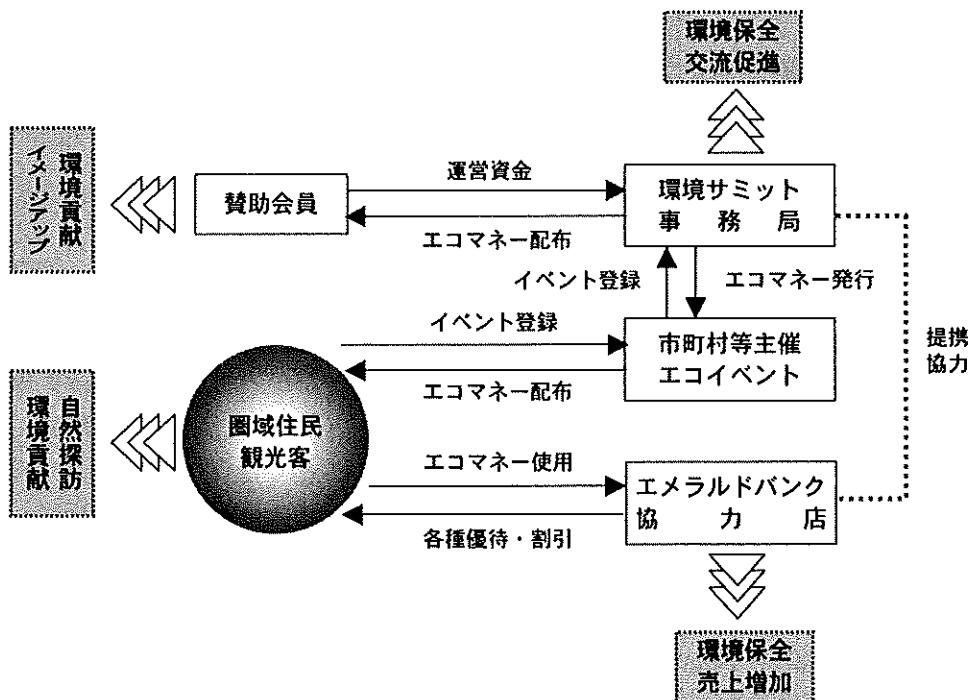
- ・地域住民及び観光客、圈域内外の事業者、県境サミット及び構成市町村（鳥取県西伯町・日南町・日野町・江府町、島根県広瀬町・横田町、岡山県新見市・大佐町・神郷町・哲多町・哲西町・新庄村、広島県西城町・東城町・比和町）の三者が一体となって、県境サミット圏域の豊かな自然環境を保全・再生・継承する。

■ 内容及び方法

◇ システムの概要

- ・県境サミットは、2002（平成14）年10月～12月に開催される環境保全・美化等に関わるイベントの参加者（圏域住民・観光客等）に対して、エコマネーを発行する。
- ・圏域住民及び観光客等は、圏域内のエメラルドバンク協力店でエコマネーを使用することにより、各協力店が定める各種優待・割引等を受けることができる。
- ・エメラルドバンク協力店は、エコマネーを提示した人に所定の優待・割引を行う。
- ・圏域内外の企業は賛助会員として年会費を拠出し、当該システムを資金的に支援する。

【エメラルドバンクの概要】



◇ エコマネーの概要

項目	内 容
単位	エメラルド
形式	紙幣型
種類	100エメラルド
発行	<ul style="list-style-type: none"> ・エコイベント参加者に1,000エメラルド（100エメラルド10枚）を発行（発行数は10万枚を予定） ・協力店一覧表と一緒に配布 ・エコマネーは他人に譲渡可能

◇ 優待・割引内容

- ・協力店が各々の判断により、優待・割引内容及びそれに対応するポイント数を設定する。
- ・1,000エメラルドで1,000円相当の優待・割引内容が受けられるように設定する。
- ・一つの優待・割引に対応するポイント数は100エメラルド単位とし、最大1,000エメラルド（1,000円程度）までとする。
- ・1回の利用で1回分の優待・割引が受けられるものとし、1回の利用で2回分以上の優待・割引を受けることはできない。ただし、複数の利用者が同時にそれぞれ1回分の優待・割引を受けることができる。

■ 推進方策

- ・エコマネー「エメラルド」を発行する登録イベントを積極的に開催するとともに、開催地別に地域通貨の色を設定し、循環実態を把握している。

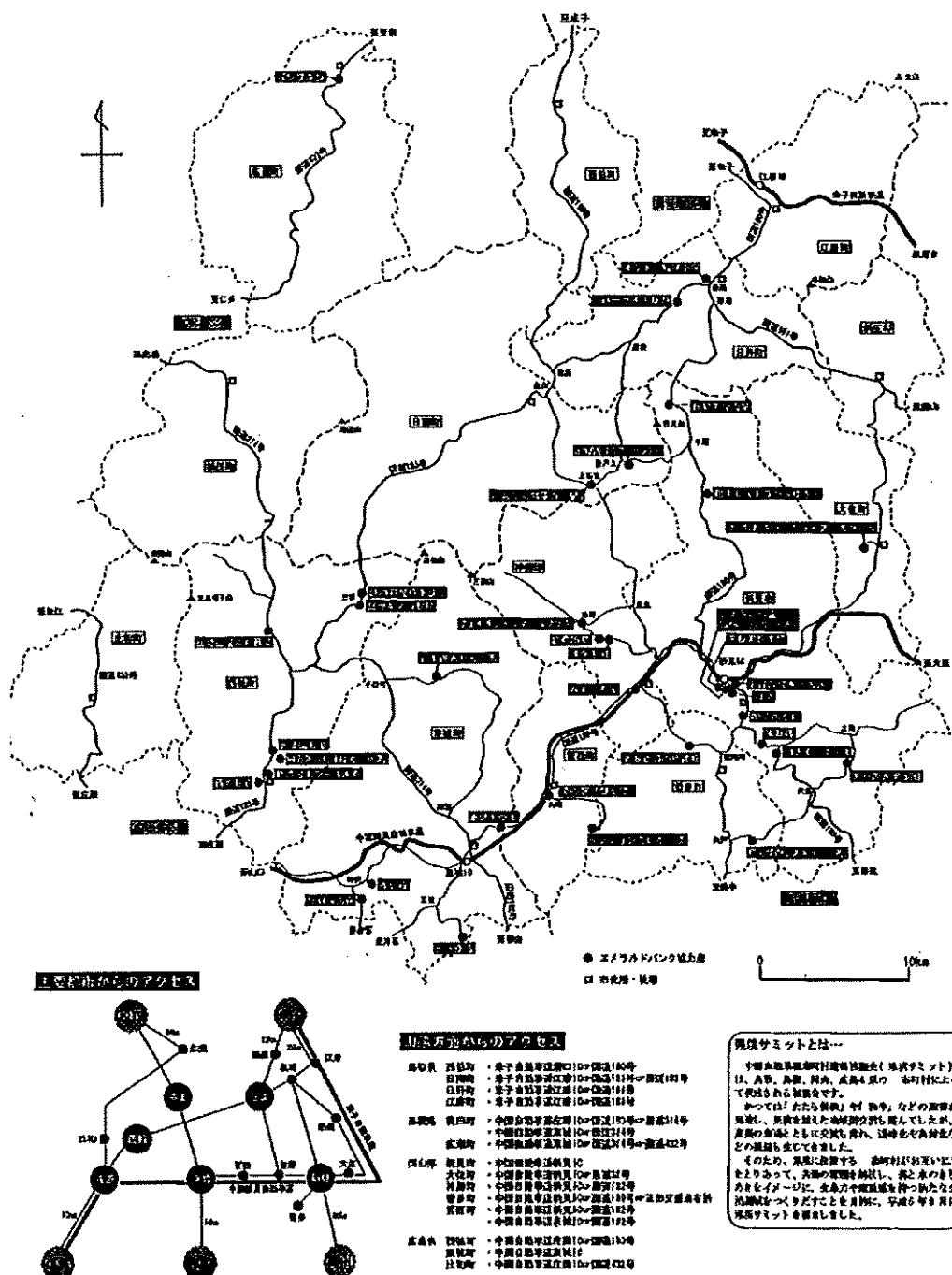
【エメラルドバンク登録イベント】

県名	市町村名	イベント名	開催日	参加者数	券の色
鳥取県	西伯町	秋の「山菜会」	10月18日	420	ピンク
	日野町	宝仏登山観察会	10月20日	30	オレンジ
		オシドリ観察	11月1日～12月20日	5,000	
	江府町	国民文化祭「氷の文化フェスティバル」	10月26日～11月4日	2,000	サーモン
岡山县	新見市	花いっぱい運動	11月予定		ウグイス
		エコマネー講演会	9月27日	100	
	大佐町	水源の森づくり植樹のつどい	9月28日	150	グリーン
		高梁川流域クリーン一斉行動'2002	11月24日	100	
広島県	西城町	森の探検隊	10月12・13日	250	空色
	東城町	第20回ふれあい東城まつり	10月19・20日	1,000	薄紫
		住民参加の森林づくり「植樹会」	10月27日	200	
合 計				9,250	

※記者発表資料（2002年9月20日）から

- ・圏域内外の事業者に協力を仰ぐことによって、エコマネー「エメラルド」を使うと得られる特典を「エメラルドバンク特典一覧」として、一覧化したり、「エメラルド協力店マップ」などを作成し、利用者へのサービスの充実を図っている。

【エメラルドバンク協力店マップ】



■ 現在の課題と今後の方向性

- ・平成15年1月31日をもって終了した社会実験結果のとりまとめを行っている。

4-6 「らて」（新潟県三条市）

～環境保全や廃棄物の減量化、エコ活動の推進など

環境問題への取り組みのため資金づくりとしての地域通貨の取り組み～

■ きっかけと経緯

- ・平成14年6月に、市民、商店街、NPO関係者、青年会議所、商工会、市からなる地域通貨研究会を発足し、地域通貨についての基本的な考え方を勉強しながら、地域での流通実験を開始した。
- ・流通実験は、平成14年11月から平成15年2月末までの4か月間実施し、現在、結果の分析等を行い、本格運用に向け準備を行っている。

■ 内容及び方法

◇ 目的

- ・ボランティアを通して流通させ、コミュニティの再生や活性化を図ると同時に、ボランティアの代価として受け取った地域通貨を商店で使うことで、地元経済の活性化を目指す。また、環境保全や廃棄物の減量化、エコ活動の推進などを応援することで、地球環境と地域環境に配慮したまちづくりを目指す。

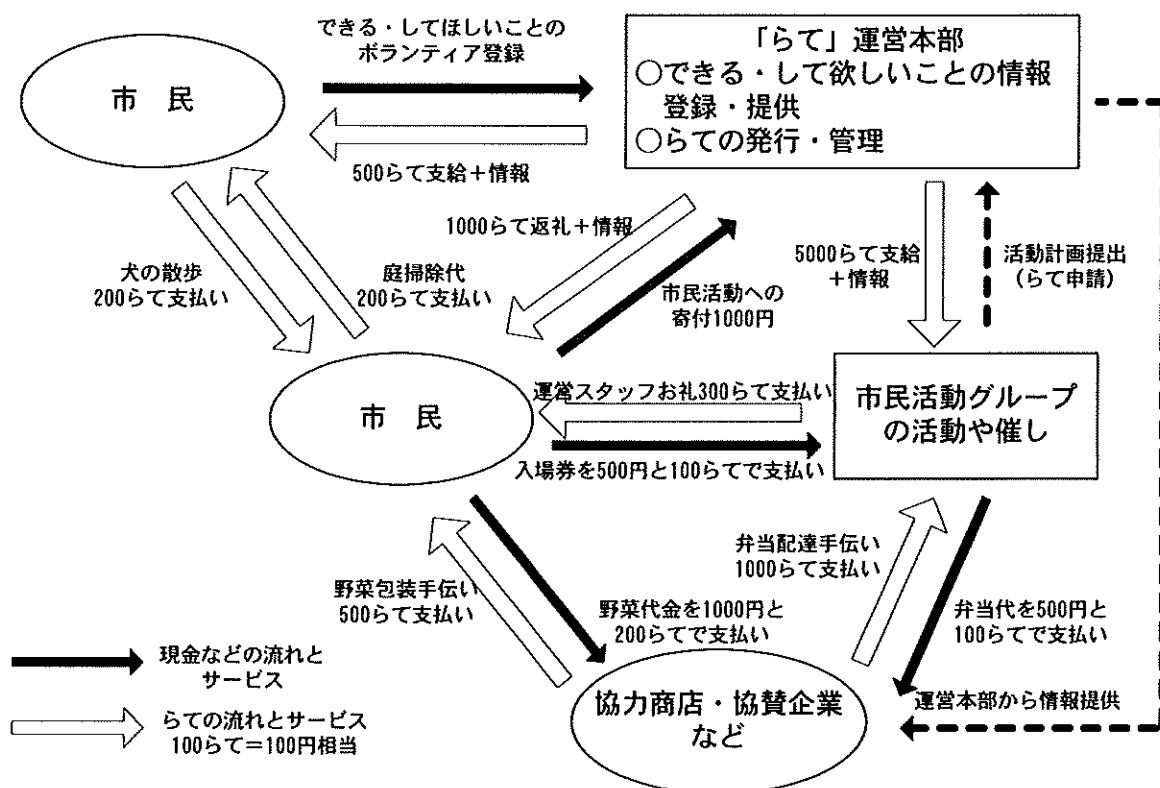
◇ 取り引きの内容

- ・1らては1円相当とする。
- ・円との交換はできない。
- ・コーディネート役のNPO法人・コミュニティサポートに、できる内容のボランティア、又は、してほしいボランティアを申し込むと、その時点で地域通貨500らてが配布される。

◇ 地域通貨「らて」の特徴（取り引きの流れ）

- ・次ページの概要図に示すように、地域通貨「らて」の運営管理は、地域通貨運営センター（NPO法人）が行う。
- ・地域通貨「らて」はボランティア登録することによって発行され、住民間のボランティアサービスのやり取りの返礼として利用できるほか、市内商店街（サービス内容は店舗ごとに設定）で商品やサービスの購入に利用できる。
- ・ボランティアサービスの提供が困難な場合でも、してほしいサービスを登録することによって地域通貨を受け取ることができるほか、地域通貨のマイナスポイントを寄付金という形で支払うことも可能となっている。
- ・寄付金は、地域通貨運営センターの活動資金となるほか、寄付者の意思に応じてその他の市民活動団体への支援として利用されることも可能となっている。
- ・市内の市民活動団体は、地域貢献活動計画を提出することによって、活動資金を地域通貨「らて」で受け取ることができ、活動に際してのボランティアサービスの返礼として支払うことができる。

【三条版地域通貨「らて」 概要図】



■ 推進方策

- ・事業所説明会や地域通貨研究会を開催し、ブレーンストーミングなど自由な意見交換により地域通貨の理解や協力を拡げている。
- ・市民向けに漫画による地域通貨の啓発資料（「地域いきいき地域通貨物語」）の作成や、インターネットに地域通貨ページを作成し、広く市民の理解を得るための啓発活動を実施している。

■ 取り組みが地域へ及ぼした効果

- ・地域通貨は地域通貨イベントで活用されるとともに、実際に商店の買い物代金の一部として利用している。
- ・寄付金は市民活動団体（地域貢献活動計画を提出）に配布され、実際の地域活動財源の一部として活用されている。

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・実験結果のとりまとめと本格運用に向けての準備を行う。

4-7. 「福岡市水道水源かん養事業基金条例」（福岡県福岡市） ～水源かん養を目的とする基金の設置～

■ きっかけと経緯

- ・平成9年3月に、福岡市水道水源かん養事業基金条例を制定した。

■ 内容及び方法

- ・基金の目的は、水道水源のかん養機能の向上と、水源地域の活性化を図る事業を行うこととなっており、基金として積み立てる額は、一般会計及び水道事業会計のそれぞれの歳出予算において均等に定める額の合計となっている。
- ・この合計額の目安は、各年度の水道料金調定の基礎となる使用水量1m³に当り1円をもつて算定した額となっている。
- ・現在、基金は約3億円となっており、基金を利用した水源林の造成整備事業や水源地域の活性化事業への支援及び水源地域との交流事業を水源地域と協力して実施することとなっている。

資料 福岡市水道水源かん養事業基金条例

(平成9年3月31日)
(条例第42号)

(設置)

第1条 福岡市の水道水源のかん養機能の向上、水源地域の活性化等を図る事業を行うため、福岡市水道水源かん養事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計及び水道事業会計のそれぞれの歳出予算において均等に定める額の合計額とする。

2 前項の合計額は、各年度における水道料金調定の基礎となる使用水量1立方メートルにつき1円をもつて算定した額を目安とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第7項の規程により保管するほか、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

4-8. 「水道自然保全基金（1m³当たり1円）」（愛知中部水道企業団）

～水道自然保全基金による水源地の森林保全を目的とする上下交流の推進～

■ きっかけと経緯

- ・愛知県豊田市では、平成6年に全国自治体に先駆けて「水道自然保全基金」を設置し、「1トン1円で上流の森林を保全」というキャッチコピーで、水道使用料1m³当たり1円に相当する額を原資として基金を造成する事業を実施していた。
- ・愛知中部水道企業団（愛知県豊明市、日進市、東郷町、長久手町、三好町、給水人口約27万人、年間配水量3,300万m³）では、平成11年に企業団創設25周年の記念事業として、上流への恩返しを目的に、平成13年6月、水道料金改定の機会に「水道水源環境保全基金」を創設した。これは水道使用量1m³当たり1円に相当する額を原資として基金を造成ものである。
- ・年間ほぼ3,000万円ずつの積み立てが見込まれ、総額3億円程度になったら、植林・造林・間伐などの水源かん養事業に使うこととしている。
- ・こうした基金積み立てを通じて、木曽広域連合（木曽郡の11町村で構成）と「交流のきずな」を締結し、中長期に渡って水源地の森林を保全しながら様々な交流事業を行っていくこととしている。
- ・具体的には、上下流相互の理解の上に立って、木曽地域の水源かん養事業として植林や間伐、森林買収などを展開していくこととなっている。

4-9. 「森林環境税」（高知県）

～独自課税による森林荒廃の防止、水源かん養機能向上のための事業資金の確保～

■ きっかけと経緯

- ・高知県は、県土の84%（59万5,000ha）が森林で、森林率は全国一位であり、人工林率は65%で全国2位という「森の国」となっているが、過疎化・高齢化により、森林保全・手入れの遅れとともに、間伐などに要する経費は、今後15年間で240億円と推定された。
- ・こうしたことから、平成12年6月、県庁内の関係課職員による勉強会「自主財源拡充等検討会」を設置し、県民にとって望ましい税制の在り方や、厳しい財政状況の中での自主財源の確保について新たな税制の検討から既存制度の見直しを進めてきた。
- ・平成13年3月に新たな法定外税として県の実情に沿った特色のあるもので、創設に向けて具体的な検討を進めることができると結論づけ、4月に新税制検討プロジェクトチームを発足させ、新たな税制度について試案を作成した。
- ・当初の試案では、水道料に一律30円（月額）を上乗せする水道課税方式と、個人・法人県民税に年額500円をプラスする県民税超過課税方式を併記し、アンケートなどで県民の意向を調査した。

【高知県の試案】

	水道課税方式	県民税超過課税方式
目的	森林の荒廃による公益的機能、とりわけ水源かん養能力の低下を防ぐために、県民挙げて森づくりを推進することを目的とする。また、上流・下流の相互交流、連携などを促進する	
税収の使途	森林の荒廃を改善・予防する事業	
税目	水源かん養税（法定外目的税）	個人・法人県民税（超過課税）
課税対象	料金を支払っている水道の利用	県内に住所、事業所などを有する個人・法人
納税義務者	水道の使用契約者	個人県民税及び法人県民税均等割の納税義務者
税率・税額	月額30円（想定額）	年額500円（想定超過額）
徴収方法	水道事業者などを特別徴収義務者に指定し、特別徴収（申告納入）	個人県民税は市町村が普通徴収、給与所得者は特別徴収。法人県民税は法人が県に申告納付
納期限	翌年度5月に申告納入	個人県民税の納期限及び法人の県民税の納期限
特別徴収義務者	水道事業者など	給与所得者については事業主
非課税及び減免事項	なし	個人県民税／均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻・生活扶助を受けている者など 法人県民税／社会福祉法人等で収益事業を行っていない者など
税収規模	1億1,000万円程度	1億4,000万円程度
課税コスト	システム変更の初期費用などが必要	システム変更の初期費用及び徴収取扱費などが必要
仕組みの考え方	水道の使用に着目し、他県に事例がある1m ³ 当たり1円の負担方式を参考に、水道事業者の事務負担の軽減や水消費の多い特定業種の事業圧迫とならない仕組みとして考案	個人や法人に均等に負担をいただく方法として、課税コストの縮減と課税事務の効率化に配慮した仕組みとして考案。普通税であるため経理区分などの工夫が必要

- ・アンケート結果（平成13年8月、県民720人を対象に実施）では、新税への賛成が74%を占め、1年間に支払ってもよい金額は、「1,000円程度」39%、「500円程度」16%、「3,000円以上」11%、「2,000円程度」と「100円程度」が各9%ずつとなっている。
- ・こうした調査及び検討結果を受け、平成15年4月1日より「森林環境税」として施行することとなった。
- ・森林環境税は、県民税超過課税方式を基本として、平成15年度から19年度まで個人、法人とともに県民税に500円を加算した額を徴収し、「高知県環境保全基金」として積み立てるものである。
- ・用途は森林保全のための事業に限定し、手入れされず災害の危険がある民有林の間伐や、山林所有者らに森林保全の重要性を訴えるPR活動などを行うこととしている。税収は年に約1億4,000万円と想定している。

4-10. (財)トトロのふるさと財団(埼玉県所沢市)

～アニメキャラクターを活用した全国の会員組織による地域活動資金の調達～

■ きっかけと経緯

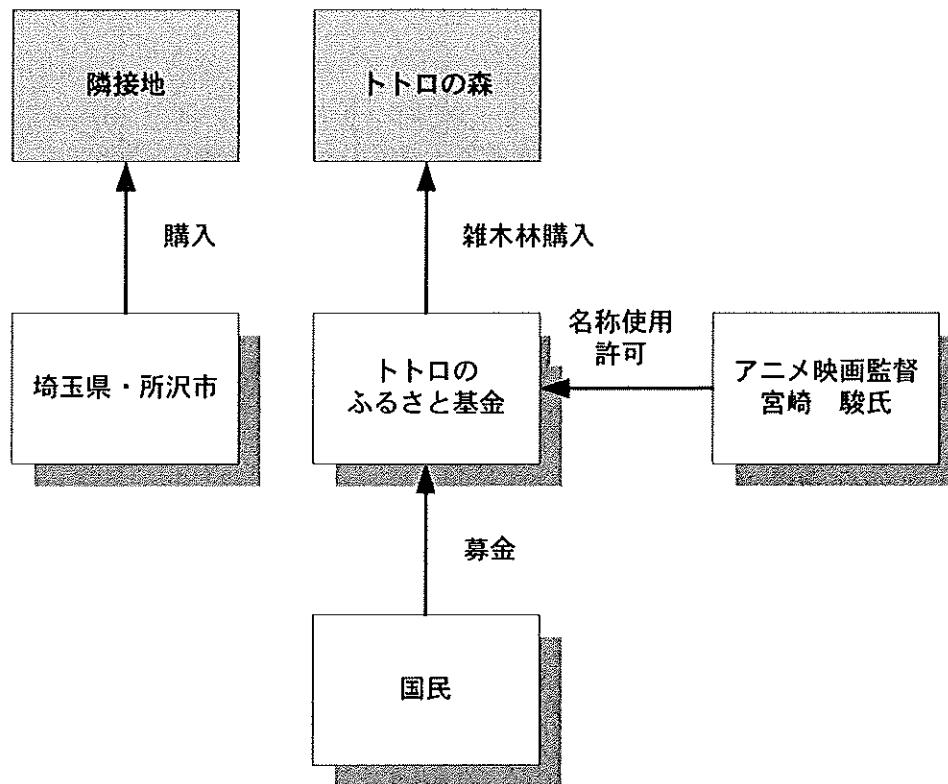
- ・狭山丘陵では、自然と文化財の保護運動が続けられていたが、森林の伐採やゴミ・産業廃棄物等の不法投棄がみられるなど、自然が破壊されつつあった。
- ・1990年、狭山丘陵のナショナルトラスト運動が開始された。

■ 内容及び方法

項目	内 容
目的	狭山丘陵とその周辺の里山や平地林での生物多様性を保全し、後世に残すこと（1990年設立、1998年財団認可）
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・募金活動や会員活動を通じて、国民の意識を啓発・「トトロのふるさと基金」への国民からの募金を集め、里山を買い取り、保全 <p>[具体的な内容]</p> <ul style="list-style-type: none">ナショナルトラスト運動（土地買い取り）調査・研究里山の維持管理ゴミ拾い行政・企業活動に関する協議環境教育活動
会員数・年会費	2002年度会員 1,708人（8月31日現在） 正会員 3,000円 正会員（高校生以下） 2,000円 賛助会員 10,000円 家族会員 500円 法人会員 50,000円 会員には、会報（年6回）、新聞（年1回）を送付、グッズの割引・ステッカープレゼント等を実施

■ 推進方策

【トトロの森ナショナルトラスト運動の仕組み】



■ 現在の課題と今後の方向性

- ・「トトロのふるさと基金」 2002年10月31日現在、寄付金総額約289百万円
(寄付者14,444人、寄付件数25,021件)
 - ・トトロの森（1号地～4号地）で合計5,321m³の森林を取得し、保全・活用する。
 - ・地元行政と連携した里山の保全管理をする。
 - ・小中学校や各種団体への講師派遣等による環境教育を実施（啓発活動）する。

4-11. 「四万十ドラマ」（高知県西土佐町、十和村、大正町）

～会員制ネットワークを組織化し、会費収入によって交流事業、地域活動を実施～

■ きっかけと経緯

- ・四万十川をテーマに、本当の豊かさとは何か、人は何を守るべきかを考えていこうという会員制ネットワークとして、1996年「RIVER」を結成した。
- ・「RIVER」は会員の年会費（3,000円）で運営され、運営の母体は、「株式会社四万十ドラマ」（第3セクター）である。
- 四万十川流域に位置する3町村（大正町、十和村、西土佐村）からの共同出資による。

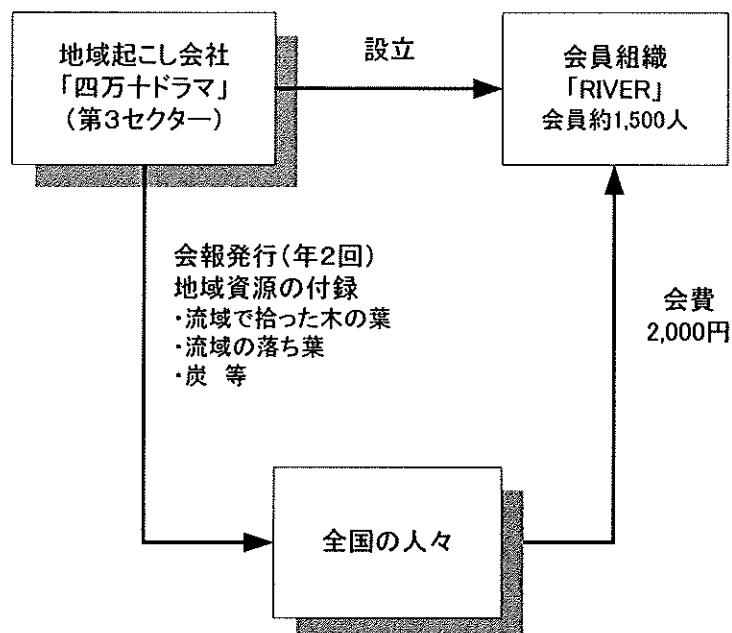
■ 内容及び方法

項目	内容
目的	<ul style="list-style-type: none">・地域特産品の開発・販売と、地域体験プログラムの開発・実施・四万十川を中心に、都会と田舎の双方向の村づくり・四万十川に負荷をかけないものづくり・会員との「顔が見えるつきあい」・「RIVERの畑、山、河原」を拠点に学校を作り、地域内循環型の畑、山から見えてくる知恵や、技術の中で、会員の方々と流域で住む私たちの交流の場を拓げること
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・年に2回、会と同じ名前の会員誌「RIVER」を発行・田舎セミナー「自然の学校」の実施・「流域に住む人が先生」「自然との関わりを、その場所に身を置いて考える」をテーマに開催・「水」をテーマにした「水 mizu／18人の水・答えは水の中」という本を発行（1997年）・地元産品紹介・販売、地場のメリットを活かした新しい商品の研究や開発
会員数・年会費	<ul style="list-style-type: none">・2002年度 会員 約1,500人 正会員 3,000円 正会員（学生） 2,000円・会員には、会報（年2回）を付録として、「流域で拾った木の種」、「流域の落ち葉」、「炭」など地域資源を活用（この付録が評判となっている）

■ 推進方策

- ・メールマガジン「新・四万十森林紀行」を発行する。
- ・「自然の学校」（毎年度の講座見直し）を実施する。
- ・会報（付録付き）を発行する。

【四万十ドラマの仕組み】



■ 取り組みが地域へ及ぼした効果

- ・自然の学校は、必ず宿泊を伴うことから、経済波及を呼び起こすとともに、地元と都市住民との交流が図られている。

■ 現在の課題と今後の方向性

- ・会員の「最後の清流を守りたい」、「四万十川を次の世代に伝えたい」、「自然を大切にしたい」といった数多くの意向を、今後の取り組みの中でどのように生かしていくかが検討課題である。

